

駅 通 情 報

第34号

時評

奈良時代の 駅家跡発見される

いさきか日間になるが、七月十七日の北陸道新聞に、
次の記事が掲載されている。

私鉄、交通史を研究している者にとって一言感想を述べたくなるのである。

さて、同題によると、長野県上田町の原地蔵坂（おも
らいたざか）道路を調査している上田町教育委員会は奈
良時代後半（八世紀）から平安時代後半（十一世紀）に
て、國が設置した駅家（やまとや）で、枝草子や古敷物等に
も登場する橿原國の野瀬駅家（やまとのかまや）とされる
る建物の遺構が見つかって発表した。

この遺構は断垣などの外因破壊が実証の多いの宿泊に
使用した正殿や門の跡となる。

駅家に云ふとは、當時、都と地方を往来する役人らが
馬の乗り継ぎや宿泊するために作られた施設である。

文献によると、古時、全國に四百か所以上設置されて
いたが、今度発見された正殿と門の遺跡の発見は、全国
初であるといふ。

この駅家は、都と九州の太宰府を結ぶ古代山陽道沿い

にあるものとされ、枝草子に「古は駅（野瀬駅家）は
あわせり」と云ふのが「山陽道」の開拓に伴つて
秋の山陽道を駅家を造り留みながら、國の役人が馬に
乗つて駆ける道や、外國使節の一一行が通行していの風情
が彷彿（ほうふく）とするではないか。

四 次

明治初期における奈良時代の駅家跡見つけられ

一、明治初期における
原地蔵坂の駅家跡（やまとや）……………

二、原地蔵坂の駅家跡（やまとや）……………

三、駅は通路状況を明らかにした（左図）………
四、資料書籍紹介……………

明治初期における 現地駅通所の運営実態（六）

111 黒松内駅通所（6）

黒松内駅通所は、他の駅通所に見られない独自の
方法で創設された。運営に当つても、獨立経営及
びその東屋には食料、旅籠費、料金等を支給して經

當の健全化と駅口の生計を圖る。その具体的な状況を前号に統一して、以下に記述する。

5

「黒松内駅開創立諸入費申込書」によると、初年度（明治四年）には

二十軒小屋立、一家四人見込、飯食宿費着手百金足廻代、農具かまど道具、種物草替代共
寄金、開拓使六百両、寄贈、敷金二百五十両、

虹田郡五十両

外馬二十疋（虹田郡開拓使より相應）

右、新年度は住民入居のため

とあって、新年度分の駅口として入居した建屋（二十軒）の生計に要する経費物品等を計上した。さうに、二年目以後の経費として、次のとおり見積もられている。

「金千三百八拾八両三分水百三拾二文五分但廿軒飯食宿費着手百金草替共二回下落」

となつていて、移民入居者の日常生活を支える経費が算上され、細かい点まで配慮されている。

○ 黒松内駅口の創設構想と実行

1 黒松内の位置 黒松内駅は山越郡長万部駅から五里七町、秋吉郡兩路駅へ三里三町三十間、寄郡郡中牧駅へ四里九町四十間に位置し、虹田郡の西端にあたるが、それが礼文草嶺、足布連峰にさえ切れ隔立している

ので、これが虹田郡に属することと具体的地形上からして極めて不自然であった。そこで開拓使は、黒松内を虹田郡から切り離して寄郡に合併させることを考えた。

2

既往計画 しかしながら実際の建立義務は、三、四里もの遠方から出役を要するもの、甚だしいものは七八里もの遠距離各郷からの助合課役によつてその任務が履行された。やゝで、開拓使は、断續の設置を計画した。

しかし前述のとおり、助合課役が住民の生活を圧迫するため、これ以上の負担は無理であることは明の事であつた。また新たに「駅舎化」を図しても負担可能な郷村が見当たらぬといふこと、種々検討した結果、他地方から人家の移住を募り、農耕の傍ら人馬の輸送にて従事させる、すなわち駅口制度の導入による宿駅の設置を考えた。この案を虹田郡の支配者である伊達藤五郎に内々提示して相談したところ、伊達も賛成してその腹案を持参し、開拓使の土肥権監事を訪ねてゐた。

両者打合せの結果、大筋で意見が一致したと見え、早速伊達から次のとおり「黒松内新駅創設移民之義ニ付」との御書が提出された。これは長文であるので、要点のみをあげると、

「前文略」

一金五百七拾八西一分未九十文之總額 六百圓開拓使より相應有之候分

右ハ取掛候簡小屋等ヲ始請人賈多二村前以一同御下等被候成下度候事

同 同

一金四百兩 喬都理ヨリト有之候分 此ハ年限中年々

二月六月十月上三季ニ被相應候様被成下度候事

同 同

一金二百五拾四 取掛郎ヨリト有之候分 此ハ前同斯

二減相應候様御使ヨリ御沙汰被成下度候事

同 同

一馬拾疋 於浦川被相應ト有之候分 此ハ小屋鹽山家

上被相應候様被成下度候事

右之条ニ奉何候以上

去年八月

伊達藤五郎

開拓使御使所（黒松内宿頭と駅戸の創設）

とあつて、移民についても、伊達が直理落から連れてきた者の中に、黒松内に転住して駅役を勤めたいと希望する者がいるし、また從来から地元に永住している者の中にも希望者がいるので、駅頭へ帰つてからそれ確かめて姓名等を報告すると書いてある。

土肥から、さきに不された人地に当たつての住居小屋掛け費用、生活維持費、難立てに必要な馬匹貰得等、あ

とのために確認をとつておく意味で、約定を取り付けている。

○ 黒松内宿頭立に駅戸制度を導入したのには前例がある

黒松内宿頭立に当たつて駅戸制度を導入したについては、突然、前例もなく開拓使の独創によるものであろうか。私は、この点について疑問を持って各地の宿駅立起の状況を調べていたところ、極めて類似の方法で創立した宿があることを発見した。

詳述は避けるが、「近世交通經濟史論（大山敷太郎著）」によると、「東海道の箱根は山中のこととて全く人家もなく、元和二（一六一六）年における箱根宿の起立に当たつては、隣接の小田原・三島の両宿の人家百戸を算り、

公の費用を以て施仕料として米三千俵を給し、以て後のいわゆる東海道五十三次の一に列せしめた」とある。

私は、箱根の地形等の詳細についての知識をもたないので正確には判断できないが、黒松内宿は恐らく地形等において前掛駅と類似の点が多くあるのでこれに気付いた開拓使役人が黒松内宿立起上の参考に取り入れたのではないか。



旅は道路状況を知る
ことからはじまる (四)

江戸時代から明治初期にかけての、北海道（オホーツク海沿岸）を除く、東・西海岸道における、主に、宿駅、道路状況及び地域の特殊事情を記述の対象にしてきた。

その内容は、現代の人達に興味のもたれる程のものではないが、歴史上の社会状況の一つとして残しておかねばならぬ事例である。

現代の人達にかかる北海道の旅行事情はこのようない状況にあつたとのことを知つてもらい、かつは後世に伝えて行ってほしいと思うのである。

以下、前号に引き続き記述する。

五 安政時の宿駅と道路事情

安政元（一八五四）年三月、アメリカと結んだ神奈川条約によつて、東岡崎に海水貯料等を供給するため下田とともに輪転開港が決した。その翌年三月の開港をひかる、幕府は準備のため船頭屋から箱館とその周辺五、六里の間の地域を上地させ、この年六月には箱館に箱館奉行所を開いて幕府の直轄支配としたのであった。またそのころ、ロシアの東方進出の活発化に対応して、樺夷地全島を箱館奉行の管轄に置いた。それらのこととあって「仙台、秋田、南部、津輕」の四箇を樺夷地の主要地に配置し警備にあたらせた。

これら夷地の多数の名勝舊跡及び陣屋構築のための労働者、資材搬入（大部分は船輸によって直接現地に輸送したものであろうが）これら夷地への交通路、及び通行官約施設の整備が求められるといった時期であった。

そのため、前表の各宿場所在和人地においても、各衙道とも通行人の増加があつたことは容易に察しられるのである。当然のことながら、松前屋所在地と箱館開港地路にあたっている西海岸道、特に上磯街道の交通施設の整備が最優先に圖られたのである。

このような時期の和人地における交通状況は次のとおりであつた（安政三（一八五八）年船寄行程記による）。

○ 西在

箱 館

人家千八百軒、諸岡田船頭屋の地なり。

有 川

旅館屋、宿役人あり、当別へ三里

当 別

金所、旅館屋あり、五、六百石の船揚りによし、キコナイヘ四里

本 古 内

人家百軒余、旅館屋あり、シリナヘ三里

日 知 内

人家五十軒ばかり、旅館屋あり、福島へ七里

（海路は樺迷り船にて、矢頭町を回り凡そ七里）

（海路は樺迷り船にて、矢頭町を回り凡そ七里）

福 島

人家三百軒ばかり、船宿、旅館屋、船頭役所

吉 間

人家三百軒ばかり、船宿、旅館屋、船頭役所

松 前

人家凡三千軒、沖の口役所、松前城あり、諸

江良町村

人家百軒ばかり、小さき船橋あり、
イシキキヘ一里

石崎

人家二百軒ばかり、カニノタニヘ三里

上の國

人家三百軒ばかり、旅館屋あり、五、六百石
の船橋の橋あり、エサンヘ三里

江差

人家三千軒ばかり、北國往來の船は皆二つ
にて荷役す、オトヘ六里

乙郡村

人家三百軒ばかり、舟財船のかかり橋あり、
タマシヘ六里

熊石

三百五、六十軒、五、六百石の船ばかり橋あり、
村中に渡河ありて太田山参詣の人の切手
を改む。クトウヘ五里（渡河にて行く、
大體所なれど歩行路もあるよし）

クトウ
通上屋一軒、人家六軒九一泊小屋多し。船橋
り五、六百石までなり、太棒ヘ五里三十町
(船にて太田町と廻し馬の間を通航すべし)

○ 東在

楠館

地形を出て島田、七重原、一本木村、千代田
村、力子村、上山、藤山、大川、七重、大野
、五里（西岸の通りは東岸より大森、湯の川、
川尻、志のり、鐵橋況、名治、石崎、八木港、
小安、名首、瀬田内、瀬田、戸井、蓋ウタ、
原本、知床内、コンブイ、根田内、湯本、ト
ト法事、シマトナリ）

国の回船當に来る。エラマチヘ六里

人東百軒余、会所あり、商人多し、
ワシノ木ヘ八里七丁

鷲り木

鷲は村の下にかかる、山越内ヘ五里半
山越内 舊この地を鷲夷の地とす。通上屋一軒、人家
八十五、六軒、漁小屋三十四軒、馬八十余疋
ありといへり、船は沖にかかり荷役す、
オシャマンベ九里三丁

解 説

1 右の記述は日記であるから必ずしも正確ではない。
宿駅名の記載られ、又は宿間距離も間違いが多い。

例えば、

船前一江良町間は六里とあるも實際には五里

江良町一石崎間一里とあるも、この間には草口、小砂
子の二か宿あり、かう、小砂子山道といふ舊所があつ
て六里弱の距離がある。おり上りの間に三里ともゆき
この間にも坂吹、木ノ子の宿場があり、およそ五里的
行程にある。また、江差、乙郡間は六里とあるも、こ
の間は逆に遠過ぎて實際には三里九町である。本書に
おいてこれら誤りが多いとの原因は、著者が數日分
をまとめて書いたことと記憶違いによるものと思われ
る。

1)のほかにも「三間連いが見られる。

2)の表によると、和人地内には旅館屋、商家もかな
りあり、宿泊、旅行用品の調達にはさほど不便がなか

いために見受けられる。また、江戸街道以外はおおむね海港に面して作られたため、船の出入り、漁港の状況等の記述が多い。

すこがであたい地圖状況が記載されており、施行者にて余り役に立たない資料である。

(以下次号)

3 有川（現上灘）には「宿次役人あり」とあり、施設に手取きのための役所あることによる。しかし、これが宿主側の宿場役人ではなく、旅人改（不法入居者取締りのための箇所）を任務とする箱館奉行所派遣の番所であることを指しているのである。

また、廻石にも初手（通行手形）を改める役所があるとしているが、それも「太田山參詣の」と限定している。これは筆者の誤謬であり、一般の通行改めではなくはずである。当時、和人地と廻石地との境界の西海岸は廻石（のちに久遠に歸す）、東海岸は山越内に旅人改を任務とする箇所が設けられていたのである。

4 いの「廻石行程記」が世に出た安政三年といえど、後期幕末直轄時代立入（ド）二年目にあたり、また、天候不順等によりて船が着岸できず、廻石村ノ口番所において入國旅人改等ができる場合を考慮して、吉岡に舟ノ口に代る船着所が設けられていたのであった。いのの表の最初に「而在」とあるのは、當時東現在の基点は船頭を中心とするものである。「廻石」を中心記述するという関連性を記している。これは、幕府の出先機関である箱館奉行所の所在地を中心に関連したためであらう。

この表の関連があることからかと思ふ、廻石上欠か

○ 資料寄贈お礼

一 鹿耳嶺やまむしの里 札幌市 小坂 純也氏

二 開拓使作成明治九年十月 現在廻石路図

三 但馬キリシタン史と 方藤トヨ子

四 まれんが 札幌市 坂田 末記氏

五 地域の文化 四倉裕一 明成

発行年月日 平成十五年九月五日

編著者 無料

発行者 札幌市南区川沿西5丁目

史学研究会 主席 井 三 雄 譲
TEL 011-571-3602

(16)